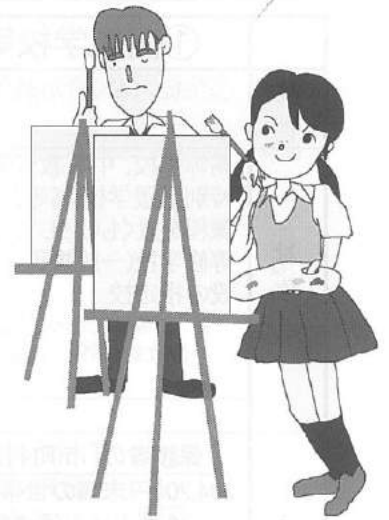


私立高等学校等の学費支援制度のお知らせ

最大で、年間 432,000円(授業料)※
+100,000円(入学金、初年度のみ)の
 補助が受けられます！

※生活保護世帯又は市(町村)民税所得割額非課税世帯の場合
 ⇒所得や学校の授業料などの額により、実際の補助額は異なります。



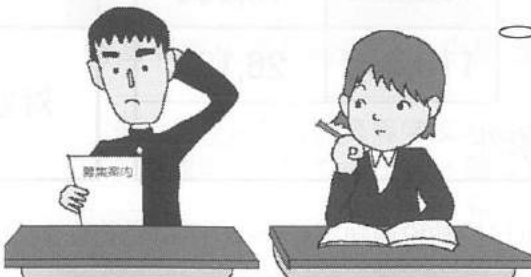
①高等学校等就学支援金 年297,000円(授業料)
 ⇒ 所得制限があります 【国補助】



②私立高等学校等生徒学費補助金
 年135,000円(授業料)
 100,000円(入学金)
 ⇒ 所得制限と、在住・在学要件があります
 (県内在住かつ県内設置の私立高校等に在学) 【県独自の補助】

①②の申請は、
 私立高校等への
 入学後、在学す
 る学校を通して
 行います！
 (手続きに関する書類
 は学校から配付さ
 れます。)

- ・本リーフレットでは、上記の補助制度以外に、③奨学給付金制度(授業料以外の教育費への支援：返還不要)及び④奨学金制度(貸付制度：原則として返還が必要)を紹介しています。各制度の詳細は、2～4ページをご覧ください。
- ・制度の内容はいずれも平成28年度のものであり、来年度に私立高等学校等に入学される方に向けてのご案内となっております。今後、制度が変更となる場合は、改めてお知らせします。



私立高校に行きたいけど、
 学費が不安だなあ…

神奈川県が応援します！
 私立高校への進学を、
 あきらめないで！

問い合わせ先

P2(上の①～②)の補助金：在学する学校 又は 県 私学振興課 電話(045)210-3793

P3の給付金及びP4の奨学金：各問い合わせ先へ

平日8:30 - 17:15

神奈川県 学費支援

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/>

① 高等学校等就学支援金

(国補助)

② 私立高等学校等生徒学費補助金

(県独自の補助)

【問い合わせ先】 ①②いずれも神奈川県県民局私学振興課助成グループ 電話 (045) 210-3793

	①高等学校等就学支援金(国補助)	②学費補助金(県独自の補助)
要件	○生徒、保護者が県外在住の場合も対象	○生徒と保護者が共に 県内在住 ○ 神奈川県内設置 の学校に 在学
対象校	高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)、特別支援学校(高等部)、各種学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める学校)、専修学校(一般課程)・各種学校で、一定の国家資格者養成施設の指定校 * 対象校であっても、在学した期間が通算して36ヶ月を超える場合は対象外です(定時制・通信制は48ヶ月)。	高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) * 他都道府県認可の広域通信制高校及びその「技能連携校」や「サポート校」は対象外です。
* 高等学校等を卒業した方は対象外です。		
申込手続	保護者の「市(町村)民税 所得割額」が下欄の額未満の場合、対象です。 304,200円未満の世帯が対象です。 ○4月申込み(新1年生のみ 4月～6月分) ○6月頃申込み(全学年 7月～翌年6月分) * 学校から申請についての案内があります	219,400円未満の世帯が対象です。 ○6月頃申込み(全学年) * 学校から申請についての案内があります

補助額

※ 表の金額が補助の上限額ですが、学校への納付額の方が下回る場合、納付額が上限額となります。

項目	基準税額(年額)	補助額(年額) (上限額)※			毎月の自己負担分 (授業料年額432,000円の場合)	②学費補助金 [県内在住・在学の方対象] (上限額)※
		①高等学校等 就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ 在学の方対象]	授業料 補助計 (①+②)		
所得区分	市(町村)民税 所得割額 (父母の合計額) * 県民税や均等割額は含みません 年収はあくまで目安です。(各「年収目安」は、モデル世帯の年収のため。)	授業料	授業料	授業料補助計 (①+②)		
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
区分Ⅱ	0円(非課税)世帯 (年収目安:約250万円未満)	297,000	135,000	432,000	0	
区分Ⅲ	51,300円未満世帯 (年収目安:約350万円未満)	237,600	158,400	396,000	3,000	100,000
区分Ⅳ	154,500円未満世帯 (年収目安:約590万円未満)	178,200	121,800	300,000	11,000	
区分Ⅴ	219,400円未満世帯 (年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200	19,900	
区分外	304,200円未満世帯 (年収目安:約910万円未満)		対象外	118,800	26,100	
	304,200円以上世帯 (年収目安:約910万円以上)	対象外				対象外

< 所得基準となる「市町村民税 所得割額」の確認書類 >

- ・「市(町村)民税・県民税特別徴収税額通知書」・「市(町村)民税・県民税納税通知書」(5～6月頃、勤務先または市町村から配付)
- ・「(非)課税証明書」(お住まいの市区町村の住民税の窓口で発行)

○表中の「年収目安」は、モデル世帯の額です。(夫婦のいずれかお一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人、うち高校生1人の場合。)

○市町村民税所得割額は、生徒の父母の市町村民税所得割額を合計します。

○「就学支援金」: 4月～6月分は前年度の市町村民税所得割額が基準、7月～翌年6月分は当年度の市町村民税所得割額が基準。

③ 神奈川県高校生等奨学給付金（給付・返還不要）

【問い合わせ先(国公立)】 県教育委員会財務課育英グループ 電話 (045) 210-8251

【問い合わせ先(私立)】 県私学振興課助成グループ 電話 (045) 210-3793

支給対象 次の①②を両方とも満たすことが必要です。

① 次のすべてを満たす世帯であること。

申請する年度の7月1日現在、

- ・保護者等が神奈川県内に在住していること。
- ・高校生等が高等学校等に在籍していること。

※ 高等学校等を一度卒業又は修了している方は除きます。

② 次のいずれかの世帯であること。

- ・申請する年度の7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
- ・保護者全員の申請する年度の市町村民税所得割が非課税である世帯

※ 授業料以外に学校に納付するPTA会費や施設整備費などの納付金・徴収金などに未済がないことが支給条件となります。未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状をご提出いただきます。

支給額（世帯区分・学校区分及び学校の課程により異なります。）

世帯区分			学校区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）を受けている世帯			国公立	年額 32,300 円	年額 32,300 円
			私立	年額 52,600 円	年額 52,600 円
市町村民税所得割額が非課税である世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹(中学生を除く)が	いない	国公立	年額 59,500 円	年額 36,500 円
			私立	年額 67,200 円	年額 38,100 円
		いる	国公立	年額 129,700 円	年額 36,500 円
			私立	年額 138,000 円	年額 38,100 円

申請方法等

各高等学校等(事務室)へ申請書を提出（平成28年度については、12月15日まで）

- ※ 神奈川県外の高等学校等の場合は、申請書をいったん高等学校等に提出し、在籍等に係る確認印を受けてから→
- ・国公立の場合は神奈川県教育委員会へ
 - ・私立の場合は神奈川県私学振興課へ
- 直接提出します。

支給方法と時期

申請から概ね2～4ヶ月後、年額を申請者が指定した金融機関に振り込みます。

④ 神奈川県高等学校奨学金（貸付け）

【問い合わせ先】教育委員会財務課育英グループ 電話（045）210-8251

貸付対象 次のア・イ・ウのいずれにも該当する者

ア 保護者（同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人。）の市町村民税所得割額の合計が245,800円未満である者

イ 神奈川県内に生徒又は保護者が居住し高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程）に在学する生徒

ウ 学校長が推薦する者

○連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が2人必要になります。（貸付決定後に、印鑑登録証明書とともに借用証書を提出いただきます。）

○奨学金の貸付けは、選考により決定しますので応募要件を満たしていても、応募者が多数の場合は貸付けを受けられないことがあります。

貸付額

国公立 月額10,000円又は20,000円のいずれかを選択

私立 月額10,000円、20,000円、30,000円又は40,000円のいずれかを選択

※ 新入生以外は、国公立10,000円、私立30,000円が月額の上限となりますが、要件を満たし希望する場合は、月額10,000円を加算することができます。

貸付期間

4月から翌年3月までの1年間（毎年度申請が必要です。）

貸付方法

4月分から9月分までを7月下旬に、10月分から12月分までを10月下旬に、1月分から3月分までを1月下旬に奨学生が指定した金融機関口座に振り込みます。

返還

◆返還開始 高等学校等卒業後6か月経過した後から

◆返還期間 貸付期間の4倍以内の期間

◆返還猶予 進学した場合等、申請により返還開始の猶予が可能です。

◆返還免除 一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

予約採用

高等学校等へ進学予定で奨学金の貸付けを希望する中学3年生を対象に、中学在学中に新年度の奨学生の選考を行います。（高等学校等入学後に申し込む場合と内容は変わりませんが、1回目の貸付時期が早くなります。また、短期臨時奨学金を申し込むことができます。）

◆募集 11月上旬に中学校を通じてご案内します。担任の先生等にお申し出ください。

◆手続き 直接、教育委員会へ申し込みます。また、高等学校等への進学後に改めて願書を提出する必要があります。

◆貸付方法 4月から9月分までを5月下旬に奨学生が指定した金融機関口座に振り込みます。10月分以降については、高等学校等入学後に申し込む場合と同じです。

短期臨時奨学金（予約採用となった方のみ）

高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てることのできるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒しして貸し付ける制度です。

◆貸付金額 120,000円

◆対象者 高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方

◆申込方法 予約採用の決定時にご案内します。

◆返還方法 入学後に応募する高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還します。